◎著作権法の一部を改正する法律

(令和三年六月二日法律第五二号)

一、提案理由(令和三年五月一二日・衆議院文部科学委員会)

○萩生田国務大臣 この度、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律 案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資する ため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様 に円滑化するための措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、図書館関係の権利制限規定の見直しを行います。

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化、ネットワーク化に対応できていない部分があるとの課題が指摘されてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化いたしました。こうした状況を踏まえ、権利者利益保護の観点に十分留意しつつ、デジタルネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させていくことが重要であります。

このため、まず、国立国会図書館が、絶版等で一般に入手困難な資料のデータを、図書館等だけではなく、事前登録した利用者に対して直接インターネット送信できるようにします。これによって、利用者は、各家庭等にいながらにして、国立国会図書館のウェブサイト上で多様な資料を閲覧することができるようになります。

また、図書館等において、利用者の調査研究の用に供するため、現行の紙媒体での複写サービスに加え、権利者保護のための厳格な要件の下で、著作物の一部分をメールなどで送信することができるようにします。その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うよう求めることとします。

第二に、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化のための措置 を講じます。

放送番組のインターネット同時配信等は、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要な取組であります。他方、放送番組には、多様かつ大量の著作物等が利用されているため、同時配信等を推進するに当たっては、これまで以上に迅速かつ円滑な権利処理を可能とする必要があります。

このため、放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題に総合的に対応し、著作権制度に起因して映像の差し替えなどが生じる「フタかぶせ」を解消することを目指して、同時配信等について、放送と同様の円滑な権利処理を実現いたします。

具体的な措置としては、まず、学校教育番組の放送や国会等での演説の利用など、放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める権利制限規定について、同時配信等

にも適用できるように拡充します。また、放送事業者と権利者が放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送に加え同時配信等での利用も許諾したものと推定する許諾推定規定を創設することで、放送と同時配信等の権利処理をワンストップ化します。

また、集中管理等が行われておらず円滑に許諾を得ることが困難なレコードや実演について、同時配信等に当たっての事前の許諾を不要としつつ、事後的に放送事業者が権利者に補償金を支払うことを求めることとします。

さらに、放送に当たって放送事業者と権利者との協議が調わない場合における文化庁 長官の裁定制度を、同時配信等でも活用することができるようにします。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようにお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(令和三年五月一八日)

○左藤章君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における 審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するための 措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、図書館関係の権利制限規定の見直しとして、国立国会図書館が、絶版等資料のデータを、図書館等に加え、直接利用者に対しても送信できるようにすること、また、一定の要件を満たす図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、現行の複写サービスに加え、著作物の一部分をメール等により送信できるようにすること、

第二に、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化を図るため、 放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める権利制限規定を、放送同時配信等 に拡充すること、また、放送番組での著作物等の利用を認める契約の際、権利者が別段 の意思表示をしていなければ、放送同時配信等での利用も許諾したと推定する許諾推定 規定を創設すること

などであります。

本案は、去る五月十一日本委員会に付託され、翌十二日萩生田文部科学大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十四日質疑を行い、同日、質疑を終局した後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院文教科学委員長報告(令和三年五月二六日)

○太田房江君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作物の公正な利用を図るとともに著作権の適切な保護に資するため、図書館が著作物の公衆送信等を行うことができるようにするとともに、放送同時配信等

における著作物の利用を円滑化するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、図書館の設置者が支払う補償金の水準、不正行為を防止する ための措置、権利者への適正な対価還元の必要性等について質疑が行われましたが、そ の詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。